施　工　条　件　書

項　目	施　工　条　件　・　内　容　等	項　目	施　工　条　件　・　内　容　等
工　程	□ 1 他の工事の開始又は完了の時期により当該工事の施工時期全体工期等に影響がある。 □ 他工事の開始　：令和　　年　　月　　日 □ 他工事の完了　：令和　　年　　月　　日 □ 2 施工時期、施工時間及び施工方法等の制限がある。 □ 施工時期　： □ 施工時間　： □ 施工方法　： □ 3 関係機関等との協議に未成立のものがある。 協議成立見込　：令和　　年　　月　　日 □ 4 工期に出水期間を考慮する。 標準工期　：　　日 出水期間　：　　日（全体工期：　　日） □ 5 他官庁等と協議の結果、下記の制約がある。 内 容　： ■ 6 工事実施については、工種毎に適切な時期に実施すること。 内 容　：	公害対策	□ 1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵等）のため、施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある。 □ 施工方法　： □ 機械施設　： □ 作業時間　： □ 2 事前調査を行う。 ①調査方法　：□ 請負業者が行う □ 委託 ②調査範囲　：
		安全対策	■ 1 交通誘導員の計上がある。（配置人員総数は指定とする） ①計上日数　：　32 日 ②配置人員　：　2 人 ａ 交代要員　□ 有　■ 無 ｂ 休日における交通整理員の配置　□ 有　■ 無 ※工事作業中、自動信号機での対応により事故が起きた場合には、行政側の過失責任が問われるので留意されたい。
用　地	□ 1 工事用地等に未処理部分がある。 処理見込　： □ 2 仮設ヤードの指定がある。 ①場　所　：□ 官有地 □ その他： ②面　積　：　　㎡ ③期　間　： ④役　務　：□ 有 □ 無		□ 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設に隣接する工事のため、施工方法、作業時間等に制限がある。 ①施工方法　： ②作業時間　： ③そ の 他　： □ 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設の計上がある。 内 容　： □ 4 発破作業等の制限又は保安設備、保安要員の配置指定がある。 内 容　：

※適用区分（■：適用する、□：適用しない）

施　工　条　件　書

<table>
<tr><th>項　目</th><th>施　工　条　件　・　内　容　等</th><th>項　目</th><th>施　工　条　件　・　内　容　等</th></tr>
<tr><td>工事用道路</td><td>□ 1 一般道路を搬入路として使用する。
□ ① 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある。
ａ 搬入経路 ：
ｂ 使用期間 ：

□ ② 搬入路の使用中及び使用後の処理が必要である。

□ 2 仮設道路を設置する。
□ ① 仮設道路の安全施設が必要である。
内 容 ：

□ ② 仮設道路の維持及び補修が必要である。

□ ③ 工事終了後の処置　□ 在置
□ 撤去

□ 3 一般道路を占用する。
① 範　囲 ： 別添のとおり
② 期　間 ：</td><td rowspan="2">建設副産物
関　係</td><td rowspan="2">■ 1 建設副産物が発生する。
「建設副産物処理承認申請書」を監督員に2部提出。
「建設副産物処理調書」に必要書類を添付し、監督員に2部提出し、竣工図書にも添付すること。

■ 2 建設残土が発生する。土 質 ： 第　2）種建設発生土
土 量 ：（　1　）㎥
① 処分方法 ：■ 指定Ａ ：搬出先（　　）工事
箇所名（友愛の森敷地内 ）
搬出時期　　年　　月
～　　年　　月
□ 指定Ｂ ：

② 運搬距離 ： 0.3 km
③ 搬出入時間の制限 □ 有 （ 内 容 ：　　）
□ 無

□ 3 特定建設資材の使用または解体がある。
□ 本工事は、建設リサイクル法（平成12年法律第104号）の対象工事であり、法に基づき分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じることとする。
1）分別解体の方法
<table><tr><th>工程毎の作業内容及び解体方法</th><th>工　程</th><th>作　業　内　容</th><th>分別解体等の方法（※）</th></tr><tr><td>① 仮設</td><td>仮設工事
□ 有　□ 無</td><td>□ 手作業
□ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>② 土工</td><td>土工事
□ 有　□ 無</td><td>□ 手作業
□ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③ 基礎</td><td>基礎工事
□ 有　□ 無</td><td>□ 手作業
□ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④ 本体構造</td><td>本体構造の工事
□ 有　□ 無</td><td>□ 手作業
□ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤ 本体付属品</td><td>本体付属品の工事
□ 有　□ 無</td><td>□ 手作業
□ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥ その他
(ｺﾝｸﾘｰﾄ取壊し)</td><td>その他の工事
□ 有　□ 無</td><td>□ 手作業
□ 手作業・機械作業の併用</td></tr></table>※「分別解体等の方法」の欄については、該当のない場合は記載の必要はない。</td></tr>
<tr><td>仮　設　備</td><td>□ 1 仮土留、仮橋、足場等の仮設構造物を次年度以降も使用する。
（又は他の工事に転用、兼用する。）
内 容 ：

□ 2 仮設備の構造及び施工方法を指定する。（別途協議）
① 構　　造 ：
② 施工方法 ：

□ 3 仮設備の設計条件を明示する。
内 容 ：</td></tr>
</table>

※適用区分（■：適用する、□：適用しない）

施　工　条　件　書

項　目	施　工　条　件　・　内　容　等	項　目	施　工　条　件　・　内　容　等
建設副産物 関　係	2）特定建設資材の種類及び再資源化等をする施設 □ ① コンクリートの使用またはコンクリート塊の発生がある。 □ ② アスファルトの使用またはアスファルト塊の発生がある。 上記①、②に関して廃棄物が発生する場合は下記の処理施設に運搬する。なお、下記処理施設はンクリート、アスファルトともに処理可能である。 施設名 □ ナスアスコン㈱　（那須塩原市三区町） □ 北関東環境開発㈱　（那須塩原市四区町） □ ㈲トーメイ　（那須塩原市青木） □ ㈲余一砂利　（那須塩原市小結） □ 栃木県北アスコン㈱　（那須塩原市鍋掛） □ 日本道路㈱丸山重機㈱那須合材センタ-JV　（那須塩原市笹沼） □ 塩和建材㈱リサイクル21　（那須塩原市宇都野） □ ㈱浜屋組　（矢板市針生） □ 貝塚興業㈱　（那珂川町小川） 運搬距離 ：　　km □ ③ 建設木材が発生する。 搬 出 先 ： 箇 所 名 ： 運搬距離 ：　　km ■ ④ 建設汚泥が発生する。 搬 出 先 ： 東武商事㈱ 箇 所 名 ： 那須塩原市北赤田1575番3 運搬距離 ：　23 km □ 4 特定建設資材以外の建設廃棄物が発生する。 ※1 建設廃棄物処理委託契約を処理業者と締結し、契約書の写しを建設副産物処理承認申請書に添付すること。 ※2 ﾏﾆﾌｪｽﾄＡ、Ｂ、Ｄ票の写しを竣工図書に添付すること。 ※3 分別解体等、再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を完了報告書（別添様式1）に記載し、監督員に報告すること(建設リサイクル法対象工事で特定建設資材を処理した場合のみ)。 ① 再資源化等が完了した年月日 ② 再資源化等をした施設の名称及び所在地 ③ 再資源化等に要した費用	建設副産物 関　係	※4 上記搬出先施設名は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の非によるものでない事項については、この限りではない。 ※5 工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。 □ 5 工事を実施するにあたっては、再生資源利用〔促進〕計画書を施工計画書に添付するものとし、計画書の実施状況については再生資源利用〔促進〕実施書を作成して、工事完了後すみやかに実施書及びフロッピーディスクを発注者に提出するものとする。なお、監督員の承諾を得て施工計画書を省略する場合でも再生資源利用〔促進〕実施書等については提出するものとする。また、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）入力システムを利用するものとする。また、その写しを1年間自社にて保存すること。 □ 6 建設発生土搬出先への情報提供を行う。 下記の事項を記載し搬出先市町村の担当窓口に報告を行う。 記載事項 ① 工事名、工事概要、工事箇所 ② 工事発注機関名、工事発注機関監督員名、連絡先 ③ 工事請負業社名、住所、現場代理人、連絡先 ④ 建設発生土の運搬業者名 ⑤ 建設発生土の受入先名（搬出先事業者名等）、住所 ⑥ 建設発生土の搬出場所から受入先までの運搬経路 ⑦ 建設発生土の搬出時期（搬出機関） ⑧ 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（㎥） （建設発生土を100㎥以上、当該工事現場から他の市町村へ搬出する工事が該当）
		支障物件等	□ 1 地上、地下に占用物件等の工事支障物が存在する。 □ ① 支障物件 ： □ ② 移設方法、時 ： □ ③ 撤去方法、時 ： □ ④ 地下埋設物には十分注意し工事を行うこと。

※適用区分（■：適用する、□：適用しない）

施　工　条　件　書

項　目	施　工　条　件　・　内　容　等	項　目	施　工　条　件　・　内　容　等
排水工（濁水処理含）	□ 1 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする。 内容：	配置技術者	■ 1 本工事における現場代理人の選任について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を得れば、那須町発注の他工事または那須町内の、国・都道府県発注の他工事（以下「他機関工事」という。）との兼任が可能である。 なお、承諾後、工事内容・現場の条件等により、兼任が不適当であると判断した場合は、兼任を取り消すことがある。 ① 兼任しようとするすべての工事の施工条件書等に兼任可能である旨記載されているものであること。 ② 兼任できる工事は３箇所までとする。 ③ 兼任する現場には、偏りなく、かついずれかの現場に必ず駐在できること。なお、兼任する工事の請負金額が4,500万円以上の場合において、現場代理人が現場に不在となる間には、現場の運営・取締りを行うことができる者（連絡員）を選任し常駐させること。 （提出書類） 1）工事打合せ簿 ※連絡員を選任する場合は、3箇月以上雇用していることが分かるものを添付 ■ 2 本工事における主任技術者の専任について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を得れば、那須町発注の他工事または他機関工事との兼任が可能である。 ① 兼任しようとするすべての工事の施工条件書等に兼任可能である旨記載されているものであること。 ② 兼任できる工事は２箇所までとする。 ※ 監理技術者には適用されないので留意すること。 （提出書類） 1）工事打合せ簿
安全訓練	■ 1 工事期間中、安全・衛生に関する研修・訓練等を月1回（半日）以上実施する。 ■ 2 ＫＹ日報を作成し、完成資料に添付すること。		
過積載防止	■ 1 ダンプトラック過積載による違法運行の防止対策実施要領により下記のことについて尊守すること。 ① 積載重量を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 ② さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 不表示車とは「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止に関する特別措置法」（「ダンプカー規制法」）第4条における表示義務違反者をいう。 ③ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行う場合又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 ⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 ⑥ 以上のことについて、下請業者にも十分指導すること。		
		その　の　他	□ 1 工事用資材の保管が必要である。 ① 場所　： ② 期間　： □ 2 工事現場発生品がある。 ① 品名　： ② 数量　： ③ 現場内使用　：□ 有 □ 無 ④ 納入場所　：

※適用区分（■：適用する、□：適用しない）

施　工　条　件　書

項　目	施　工　条　件　・　内　容　等	項　目	施　工　条　件　・　内　容　等
	□ 3 支給材料及び貸与品がある。 ① 品 名 ： ② 数 量 ： ③ 品質規格、性 ： ④ 納入場所 ： □ 4 工事用電力等を指定する。 ■ 5 再生材を使用する。 ■ 再生クラシャーラン □ 再生加熱アスファルト混合物 □ 6 那珂川漁業組合に工事着手・完了時の報告を行う。 （工程等協議のこと） ■ 7 建設業退職金共済組合に加入しその掛金収納書を発注者に提出すること。 ■ 8 契約後10日以内に工事カルテを作成し、監督員の承認を受けたあと(財)日本建設情報センターへＦＤにより提出し工事カルテ受領書の写しを監督員に提出すること。（工事請負額5,000千円以上該当） ■ 9 施工計画書を提出すること。（ただし、請負額100万円以上1,000万円未満の工事においては、簡易な施工計画とする。また、100万円未満の工事は作成を要しないものとする。） □ 10 工事竣工後＿＿＿台帳を＿＿作成し監督員に提出すること。 □ 11 工事現場のイメージアップを行う。 （詳細は別紙のとおり） ■ 12 その他 ■ ポーラスアスファルト混合物　改質アスファルトⅡ型 石灰岩　の仕様は、「舗装設計施工指針」によるものとする。		

※適用区分（■：適用する、□：適用しない）